

6月12日（第1号）

○議長 宮城清政君 ただいまから平成30年第2回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時05分）

○議長 宮城清政君 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 知念富信議員、2番 新垣由雄議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は10日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでございます。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3．議長諸般の報告を行います。平成30年第1回定例会から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。その中から2ページ、4番目、3月28日に町功労・善行・よいこと沖縄一・日本一賞表彰式典が行われました。同じく8番目、4月19日に久米島町議会から議会報告会の状況と政務活動費について行政視察がございました。3ページ、16番、4月30日、津嘉山地域振興資料館落成式典・祝賀会が行われました。同じく17番目、5月10日から11日、南部地区市町村議会議長会、管内離島研修が北大東村において開催され、知念富信副議長が参加をしております。4ページ、23番目、5月16日、岡山県倉敷市議会から作業療法士と学童クラブの連携について行政視察がございました。同じく24番目、5月16日、第7回南風原町議会報告会をイオン南風原店で開催いたしました。31名の参加がございました。5ページ、32番目、5月27日から29日まで東京都で全国議長・副議長研修会が開催され、私と副議長の知念富信が参加をいたしました。6ページ、42番目、静岡県裾野市議会から議会基本条例について行政視察がございました。以降は、議員各位ご一読くださるようお願いを申し上げます。

次に、7ページに南部水道企業団議会及び南部広域行政組合議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月出納検査結果の2月、3月、4月分の報告書が提出されておりますので、各自ごらんになっていただきたいと思えます。

次に、平成30年第1回定例会以後に受理しました陳情3件については、6月7日に配付しました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。以上をもって諸般の報告といたします。

○議長 宮城清政君 町政一般報告に先立ち、赤嶺正之町長及び国吉真章副町長、新垣吉紀教育長の三役につきましては、就任以後、初の定例会でございます。ここで挨拶をいただきたいと思えます。まず初めに、赤嶺正之町長の所信表明を行います。町長。

○町長 赤嶺正之君 おはようございます。議長の許可を得まして、平成30年第2回南風原町議会定例会の開会にあたり、各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信を申し上げ、町民皆様をはじめ議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私はこの度、町民皆様の方ならぬご支援とご厚情を賜り、5月9日に南風原町長に就任させていただきました。

5期20年の実績を残された、城間俊安前町長の後任として、これからの南風原町の舵取りを託されたわけですが、その責務の重大さに改めて身の引き締まる思いでござ

6月12日（第1号）

います。南風原町職員、教育長としての経験を活かし、町民皆様をはじめ議員各位から寄せられました、町政に対する思いやご意見を、しっかりと受け止めさせていただき、町政の発展に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

私は、未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに掲げ、平和な町づくり、教育文化の町づくり、福祉の町づくり、豊かな町づくり、住みよい町づくり、健康の増進とスポーツ振興、そして町民参加の町づくり、この7つの政策宣言を行い、町民皆様に訴えてまいりました。

これらの政策に重点を置きながら、町の財政健全化への着実な取り組みを推進し、持続可能な財政基盤の確立に努めつつ、一方で重要な政策課題には必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた町政運営に努めてまいりたいと考えております。主な施策といたしましては、第五次南風原町総合計画で掲げた平和、自立、共生、「南風原町まちづくり基本条例」、その基本原則である情報共有、町民参画、協働のまちづくりの発展・推進を念頭に置き、幼稚園から小中学校まで空調設備を整備する「幼稚園空調機設置事業」、「小・中学校普通教室改善事業」で快適な教育環境の推進に努めてまいります。

また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用して「学習支援員・特別支援教育支援員配置事業」、「学校ICT推進事業」、「北丘小学校西側避難通路整備事業」、「津嘉山小学校南側避難通路整備事業」、「子ども平和交流事業」、「伝統芸能保存育成事業」等を実施してまいります。

子ども医療費の現物給付、いわゆる窓口無料化や喫緊の課題であります待機児童の解消に向けた保育所の整備も進めてまいります。

スポーツ振興として、黄金森公園施設を活用してのスポーツキャンプ誘致等を図るとともに、スポーツに関する技術力・意識の向上に取り組んでまいります。

農業振興につきましては、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助、新規就農一貫支援事業や農業・農村の6次産業化支援事業等の活用による生産施設の整備等、生産農家を支援し農業経営基盤の強化に努めてまいります。

中小企業小規模企業振興につきましては、町商工会と連携し町内中小企業の経営基盤の強化、創業の促進が図られるよう支援するとともに、町商工会の強化や地域経済の活性化発展に努めてまいります。

道路事業関係については、町道10号線・町道5号線・町道73号線・津嘉山中央線事業を進めてまいります。

伝統工芸産業振興につきましては、琉球絣・南風原花織の生産技術の向上、担い手の育成等によりブランド化に努め、工芸品の価値を高めるための取り組みを行い、販路の拡大等を琉球絣組合と連携し取り組んでまいります。

皆様ご承知のとおり、今、地方分権が進み各地方自治体には、それぞれの独自性を活かした町づくり、協働の町づくりが求められていると考えております。

つきましては、今後とも議員各位とよりよい合意形成が図れるよう努めてまいりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、町民皆様が「南風原町に住んで良かった」「南風原町にずっと住み続けたい」、そう思っただけのような町づくりに、誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、町民皆様並びに議員各位のご支持ご支援をお願い申し上げまして、私の所信表明といたします。平成30年6月12日、南風原町長 赤嶺正之。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 次に国吉真章副町長の挨拶を求めます。

○副町長 国吉真章君 議員の皆様おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、副町長就任のご挨拶をさせていただきますと思います。

先月の第2回臨時会において、議員各位のご同意を賜り副町長に再任していただきましたこと、衷心より感謝申し上げます。

6月1日より、副町長に就任をさせていただき、身に余る光栄であるとともに、その責任の重さを日まじに実感をし、身の引き締まる思いであります。

引き続き、副町長という職務をいただき、赤嶺正之町長が向こう4年間の町民の皆様にお約束をしました諸政策を着実に実現するため、町長のご指導のもと、誠心誠意職員の皆様と心をつなげて使命感に徹し、身を粉にして職務に専念する決意であります。

力の及ばないところ、至らないところにつきましては、これまで同様、これからも引き続き議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。決意の一端と就任の挨拶といたします。どうぞ、今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 次に新垣吉紀教育長の挨拶を求めます。

6月12日（第1号）

○教育長 新垣吉紀君 議長のお許しをいただき、こちらでご挨拶を申し上げます。去る5月24日の第2回臨時会で、議員各位のご同意をいただき教育長を拝命いたしました。ここで改めて御礼を申し上げます。6月1日から教育委員会教育長の名を拝命しておりますが、日々この重責を感じているところでございます。そこで、本町教育長の就任に当たり、教育行政の運営に関する所信を申し上げます。

まず、幼稚園及び学校教育につきましては、平成29年度末に幼稚園教育要領及び小中学校学習指導要領が改正され、幼稚園が平成30年度、小学校は32年度、中学校は33年度から新要領が全面実施されます。また、道徳が小学校では今年度、中学校におきましても次年度より教科化されるほか、小学校においては外国語活動も教科化に向けて移行期の取り組みがなされております。

町教育委員会においても、「全ては子供たちの健やかな成長のために」をキーワードに、今回の指導要領改訂や町の子育て支援方針に基づき、チーム学校の経営者である学校長や園長を支え、幼児児童生徒の生きる力を育み、次代を担う子供たちの資質、能力を培う教育活動が円滑に行われるように教育環境の整備に努めてまいります。

幼稚園及び学校は、幼児、児童、生徒にとって安心、安全な場所であり、わからないことがわかるようになり、できなかったことができるようになる達成感や自己肯定感を体感する場所だと思っております。幼稚園では、4歳児保育の開始から2年がたち、今年度は4歳児7クラス、5歳児14クラスとなり、引き続き幼児の心身の発達に即した適切な教育課程、指導計画に基づき、各園の創意工夫による教育活動を推進してまいります。

小中学校で行われている全国学力学習状況調査においては、平成29年度も小学校は全教科とも平均正答率で全国平均を上回りました。中学校においては、全教科とも県平均を上回り、全国平均へ近づきつつあります。しかしながら、学力調査の結果だけにとらわれるのではなく、授業改善や教育活動実践の指標と位置づけ、確かな学力の定着につなげることが重要だと考えており、その取り組みを支援してまいります。

最重要事業として、幼小中学校への空調機器の整備を実施することとし、今年度から平成32年度までに整備を行います。さらに一括交付金を可能な限り活用し、学校現場における学習支援員を初めとするさまざまな人材確保、また国際交流等、児童生徒の交流事業を実施するとともに、社会教育団体の育成、地域の伝統文化、そしてスポーツ振興を図ってまいります。

赤嶺正之町長が政策に掲げる「教育文化のまちづくり」を基本に、学校、そして町長部局との連携を密に、教育文化、スポーツ活動のさらなる充実に向けて取り組むこととし、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。教育長就任に当たっての所信といたします。平成30年6月12日、南風原町教育委員会教育長 新垣吉紀。どうもありがとうございます。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がございました。これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、私のほうから町政一般報告をさせていただきますと思います。

初めに総務部総務課関係について申し上げます。3月28日に「南風原町功労・善行・よいこと沖縄一・日本一賞」の式典及び祝賀会を開催しました。功労賞7名、善行賞8名・1団体、特別賞6名・1団体、よいこと沖縄一賞27名・6団体及びよいこと日本一賞1名・1団体の合計49個人、9団体の方々を表彰しました。受賞者の功績をたたえ、今後もますますのご活躍を期待しています。繰越明許費で進めていた地域振興資料館整備事業の津嘉山資料館は、4月16日に完了し、4月30日に関係者が参加する中、落成式が行われました。4月15日に南風原町長選挙が行われました。有権者数2万8,559人に対し、投票者数1万4,381人、投票率は50.36%でした。期日前投票所を従来の庁舎3階から、1階ロビーに変更し、投票しやすい環境を整えました。

次に企画財政課関係について申し上げます。平成30年度南風原町予算説明書「ハイさいよーさん」を5月22日に発刊し、町ホームページで公開しています。町民の皆様にごらんいただき、町政に対する関心とご提案がいただければ幸いです。

次に住民環境課関係について申し上げます。昨年の12月定例会で可決いただいた、南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正により、6月1日から指定ごみ袋の価格が変わりました。価格は値上がりとなりましたが、利便性向上のため形状を取っ手つきごみ

6月12日（第1号）

袋へ変更し、有害・危険ごみ袋の廃止を行いました。なお、旧ごみ袋との併用期間は3カ月間で8月末日まで行います。平成25年4月より沖縄県から旅券事務の移譲を受け実施している旅券の申請受付・交付事務は今年度で6年目になります。取扱件数は、平成25年度626件、平成26年度550件、平成27年度651件、平成28年度819件、平成29年度955件と年々増加しており、利便性がよくなったと住民の皆様にご喜ばれています。今後とも住民サービスの充実に努めていきます。

次に民生部こども課関係について申し上げます。今年度から、これまで教育委員会で担当しておりました幼稚園の入園手続及び午後の預かり保育、保育料の徴収事務をこども課子育て支援班に移管しました。これにより保育園と幼稚園の入所等に関する窓口が統一され、子育て世帯の利便性向上につながりました。保育園整備は、マイフレンズ保育園の増改築とはなぞの保育園の分園工事を無事に終え4月1日に開園しました。やまびこ保育園の認可化についても順調に進んでおり7月1日に定員60名で開園を予定しています。

次に保健福祉課関係について申し上げます。3月に「第8次南風原町高齢者保健福祉計画」を策定しました。本計画は地域包括ケアシステムの強化に向けた充実期の計画として平成30年から32年度までの3年間を計画期間とし、高齢者の健康の保持増進や介護予防の充実、地域包括ケアシステムの実現、高齢者の自立をみんなで支える地域社会を目指すことを基本理念としています。同じく3月に「第4次南風原町障がい者計画・南風原町第5期障がい福祉計画・南風原町第1期障がい児福祉計画」を策定しました。本計画も平成30年度から32年度までの3年間の計画となっています。新たに策定が義務づけられた第1期障がい児福祉計画については、障がい児の健やかな育成に向けた発達支援の充実を図るために、障がい児支援に係る提供体制の構築を計画的に推進していくための計画となっています。

次に国保年金課関係について申し上げます。4月1日、新国保制度がスタートしました。沖縄県も国保の保険者に加わり財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担います。市町村はこれまでどおり資格管理、保険給付、国保税の賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。今後は県と市町村がともに保険者として協議しながら国保の運営に取り組みます。4月9日に県医師会館において「特定健診の受診者にTポイントを付与する実証事業」の記者会見を行いました。県内の働き盛り世代の特定健診の受診率を向上させることを目的とし、県医師会の「65歳未満健康・死亡率改善プロジェクト」の一環で行うもので、本町と豊見城市、南城市で実証事業に取り組みます。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。山川地区畑地かんがい排水等整備事業は、明許繰越費で進めていました工事が5月28日に終了し、今後は、事業計画変更の法手続を行い9月末の事業完了に取り組んでいます。町民が自己の居住する住宅の質の向上を目的として行うバリアフリー改修工事等に支援する南風原町住宅リフォーム支援事業は、5月1日から申請受付を開始しました。また、南風原町商工会主催による会員を対象とした公共事業執行計画等説明会を5月28日に町立中央公民館において開催し、平成30年度における工事及び委託業務の発注予定時期と概要等の説明を行いました。建設業者の建設意欲を高め工事の質的向上に資するとともに建設工事の適正な施工を確保することを目的に優秀な工事を施工した建設業者を表彰する南風原町優秀建設工事表彰式を5月18日に行い、本年度は2業者（津嘉山第2汚水幹線工事（28-5）（株）吉田組、平成29年度北丘小学校西側避難通路整備工事建設工事共同企業体代表者（株）大進建設構成員（株）重建）を表彰しました。計画関係では、南風原町景観計画策定業務を5月9日に契約し、今年度中の計画策定に向け取り組んでいます。また、南風原南IC周辺地区事業化方針（案）策定業務を5月28日に契約し、南風原南IC周辺の土地利用構想策定に向け取り組んでいます。

次に、都市整備課関係について申し上げます。前年度からの繰越明許費で進めています各事業の進捗状況について報告します。道路整備事業関係については、町道10号線の用地物件補償で共同住宅居住者の移転が終了し、9月末完了に向けて進めています。町道73号線は、5月30日に用地1件と物件1件の契約を終え、残り用地1件の契約と工事の発注に取り組み、平成31年2月末完了を予定しています。町道5号線は、用地2件と物件2件の契約を終え、残り用地1件の契約に取り組み平成31年2月末完了を予定しています。街路事業の津嘉山中央線は、用地2件、物件2件の契約を終え、残りの用地、物件1件の契約と工事の発注に取り組み平成31年2月末完了を予定しています。公園整備事業は、黄金森公園の工事2件のうち1件を3月29日に契約を終え、残りの工事発注に取り組み9月末完了を予定しています。地方改善施設整備事業は、大名地区下水排水路整備の設計業務を2

6月12日（第1号）

月27日に契約を終え、残りの工事発注に取り組み平成31年2月末完了を予定しています。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業については、繰越明許費で進めています物件移転10件のうち5月末までに4件が終了し、残り6件を12月末完了に向けて取り組んでいます。また、現年度予算では、5月9日に道路築造工事1件と宅地造成工事2件、31日に道路築造工事1件を契約しました。下水道事業については、繰越明許費の未普及解消下水道事業と浸水対策下水道事業で進めていました磁気探査業務を5月1日に終了し、工事中の1件についても7月末終了で進めています。また、5月9日には磁気探査業務1件を契約しました。今後は、6月末までに委託業務1件と汚水管布設工事1件を発注し、9月末完了に向けて取り組んでいます。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係は、繰越明許費で進めています沖縄県特定地域経営対策事業の野菜温室を4月18日に終了し、残りの果樹温室は6月末完了に向け取り組んでいます。また、農業振興地域整備計画委託業務については、現在関係機関との調整・協議を進め、12月末完了に向けて取り組んでいます。各協会等総会では、4月26日に平成30年度南風原町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会定期総会が町役場会議室において開催され、平成29年度事業報告と収支決算及び平成30年度事業計画等の全ての議案が承認されました。また、5月23日にはJAおきなわ南風原支店、さとうきび・野菜・果樹・花きの各部会の総会及び表彰式が開催されました。表彰式では、平成29年かぼちゃ競作会で3名、平成29/30年期さとうきび競作会では、4部門6名の表彰が行われました。6月6日に平成30年度南風原町普及事業連絡協議会総会が、ちむぐくる館において開催され、平成29年度事業報告と決算等全ての議案が承認されました。商工関係は、5月11日に南風原町観光協会の平成30年度定期総会が、ちむぐくる館において開催され、平成29年度決算報告と事業報告があり、平成30年度事業計画と予算及び新役員の選任等についても全ての議案が承認されました。また、南風原町商工会においても、第7回通常総代会が5月18日に南風原町中央公民館において開催され、平成30年度の事業計画と予算及び役員の選任等の全ての議案が承認されました。今年度開催される「第20回はえばる2018ふるさと博覧会」について5月30日に実行委員会が開催され、会則及び開催要項・事業計画・予算等が承認されました。開催については、11月3日から4日までの両月、南風原中央公民館・文化センターでの開催となっています。また、平成30年度琉球絃事業協同組合の通常総会が5月31日に絃会館において開催され、平成29年度決算報告と事業報告、「新たなモノづくりとマーケティング人材育成の取組」として、内閣府の「沖縄型産業中核人材育成事業」を含む平成30年度の事業計画と予算及び役員の選任等の全ての議案が承認されました。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。保健体育関係は、5月29日に黄金森公園陸上埠技場で第26回町シニアスポーツ大会を開催し、グラウンドゴルフ29チーム、ペタンク6チームの計212名の参加のもと、健康増進とお互いの親睦を図ることができました。4月から5月にかけて与那原警察署と合同で平成30年度新入園児・児童交通安全教室を開催し、新1年生535名、幼稚園児610名の参加があり、交通安全の大切さを学びました。町体育協会は、4月17日に定期総会及び夏季大会総合開会式を行い、29日のサッカー・バドミントン・剣道大会を皮切りに11種目の夏季大会が始まり、各競技で熱戦を繰り広げています。町育英会は、5月31日に評議員会を開催し、予算及び派遣事業計画等を審議しました。今年度の学資貸与者は新規2名、継続2名となっています。また、3月22日に株式会社宮昌工業、5月14日に瑞泉酒造株式会社より育英会へご寄付がございました。本町の人材育成のために活用していきます。

次に学校教育課関係について申し上げます。4月3日に町立幼稚園入園式、10日に小・中学校の入学式が行われました。今年度の4幼稚園入園児は、21学級610人の入園（うち5歳児434人、4歳児176人）で、新入学児童生徒は小学校が20学級で535人、中学校が13学級で451人です。なお、前年度に比べ幼稚園が25人増、小学校が5人増、中学校は16人の増となっています。5月27日の学校公開日には、多くの保護者を初め、地域の皆さんに広く見ていただき先生方や子供たちの奮闘ぶりを、応援していただきました。また、6月1日、5日、6日には、町教育委員会による学校訪問を実施し、町内各幼小中学校の教育のより一層の充実を図るため、学校経営方針や学習指導等について意見交換を行いました。

次に生涯学習文化課について申し上げます。4月28日から5月15日まで、第80回南風原文化センター企画展「沖縄戦後史からみえてくるもの」Face to Face～同じ歴史の立会人として～を開催し、「沖縄戦後50年史」の上映会や関連イベントとして「おしゃべりの場」～沖縄のこれまでとこれから～を開催し多くの皆さんが、平和のとうとさについて語り合

6月12日（第1号）

っていました。

以上を申し上げ、平成30年第2回南風原町議会定例会の町政一般報告とします。別紙で3月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をおつけしてありますのでお目通しをお願いします。以上で町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 これから議案の上程に入ります。

日程第5．議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5．議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、保育料及び主食費の納期を児童手当などの各種手当の支給後に設定することにより、子育て世帯の納付環境を整えること及び児童福祉法が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。まず、32号の議案書の3ページの新旧対照表をごらんください。南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第2項及び第5条第2項中「10日」を「15日」に改める。第10条中「第56条第8項」を「第56条第7項」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項及び第5条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

お配りしました議案第32号の資料をごらんください。まず、今回の改正の趣旨としましては、保育料及び主食費の納期限を変更することによりまして、子育て世帯の納付環境を整えること、それから児童福祉法の一部改正がありまして、条例の引用箇所の修正が必要となったための改正であります。

まず、概要として1番目で、第4条第2項、それから第5条第2項につきましては、これまで毎月10日が納付期限となっております保育料及び主食費について、児童手当などの各種手当の支給後の15日に設定することによって子育て世帯の方々の納付がしやすい環境を整えていくということの改正でございます。

それから2点目で、第10条につきましては、児童福祉法第56条第8項が同条第7項に繰り上がったことに伴いまして、条例の引用箇所の修正が必要となったための改正となっております。

以上が議案第32号の概要となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私の不勉強で手当が何日ごろに支給されているというのをよく把握していなかったんですが、これによりまして、10日ではその前で、15日だとその後だということになるわけですね。そういう理解でいいと思いますが、それで聞きたかったのは、10条の引用条文の変更ですね、56条第8項が56条第7項になったと。ここで言っている児童福祉法の改正というのは、今言った納期限の件ではなくて、別の件での法改正があったらと思うんだけど、これから見るとですね。そもそもこの児童福祉法の改正というのは、特にこの条文の繰り上げがあった部分というのは、これは滞納に関することですね。滞納した場合の…、滞納処分とタイトルがついているから、滞納処分に関することになっているわけだけれども、この法改正のこの部分の趣旨は何だったのか。要するに今度の条例の改正は、法律の、今の条文の条項の繰り上げですね。これがこの今変更になっているけど、そもそも法律の改正の趣旨は何だったのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、この納期限の改正と、それから繰り上げが

6月12日（第1号）

りの部分の改正とは全く関連性はありません。ここで1点おわび申し上げますのは、この繰り上げの、児童福祉法の改正の部分に関しましては、この改正は、昨年、平成29年4月1日施行でありまして、本来でしたら昨年の6月定例会で上程する繰り上がりの部分が上程する部分でございましたが、ここについては失念してしまいまして、今回、この改正にあわせての改正と提案させてもらっております。済みませんでした。この56条の繰り上がりの部分に関しては、同条第3項が削られまして、この3条が2項に包含されたと。特に滞納処分に対してどうであったとか、そういう改正ではなくて、この56条の中の第3項が第2項に包含されたことにより、順次繰り上がったということの改正でございました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そういった、何らかの文章が変わったから繰り上がるというのは、それはそうなんだけれども、何のための法改正だったのかということですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 済みません、この児童福祉法等の一部を改正する法律の趣旨でございますが、これはまず子供の福祉を進めるに当たり、基礎とすべき理念として全ての子供は適切な養育を受けて、発達が保障される権利を有するとともに、その自立が保障されるべきであるところを、近年の子供虐待事例の急増や、それから自立が困難な子供の増加など、急速な変化に対応が追いついておらず、その増加をとどめるには至っておりません。そういったところで限界が生じてきている既存の制度を改革し、新たな子供家庭福祉を具現化するために、厚生労働省社会保障審議会児童部会に設置された、新たな子供家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、この児童福祉法の抜本的な改正に向けた検討が行われ、この報告に基づき、一部改正となっております。この改正におきましては、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開や市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の必要の措置を講ずるものということがこの児童福祉法の一部改正の趣旨となっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今具体的なところとしては、母子健康包括支援センター、それから児童相談所などという幾つか出ましたけれども、その大きな児童福祉法の改正がその辺だとすると、南風原町のほかの条例にはその改正は大きな影響はないということですか。例えば児童相談所などは南風原町は持っていませんし、そういう意味で言葉は不適切かもしれませんが、余波みたいなもので、条文の繰り上がりがあったということで、法律の改正そのものから南風原の持っている条例が影響、その趣旨と具体的なところで変わる部分は、南風原町のほかの条例にはないということですね。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。条例については、今回提案しています繰り上がりの部分に関してです。あと規則、要綱等に関しましては、幾つかまた文言を訂正するところが出てくると思いますが、そこはしっかり確認しながら進めているところでございます。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 先ほど部長が、この条例は平成29年4月1日施行の予定か、そのときに改正する予定だったけれども、失念してしまい今に至ったということですかけれども、それによってその条例が変わって、例えば10日が15日になったとか、今の条項が1個ずれるとかがあるんですけれども、実際にはこの条例を変えなくても、要するに今、改正するわけですから、南風原町の条例を改正しなくてもやってきたということですか、1年以上。そういうことなんですか。それとも前のまま行ってきたということでしょうか、その点を教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、この条例で繰り上がりの部分、この部分に関しては児童福祉法の一部改正、これが昨年の4月1日施行でしたので、その時点でやるべきであったと。今回の納期限の改正については、今回提案して、この納期限の部分については平成31年4月1日施行ということで提案させてもらっております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 第4条については今回と。今、第10条についてですけれども、その条文の変更について特に町の条例を変更しなくても、差し障りなかったということでしょうか。

6月12日（第1号）

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 その件については、特に差し障りは、影響はございません。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第6．議案第33号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第33号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第33号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、幼稚園預かり保育料の納期を児童手当などの各種手当への支給後に設定することにより、子育て世帯の納付環境を整えるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第33号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。まず、議案書、第33号の3ページ、新旧対照表をごらんください。南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を次のように改正する。第4条中「5日」を「15日」に改める。附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

お配りしました議案第33号の資料をごらんください。こちらにも改正の理由といたしましては、先ほど議案第32号でご説明しましたとおり、毎月5日となっています公立幼稚園の預かり保育料の納期限を児童手当などの各種手当の支給後の15日に変更することによって、子育て世帯の方々の納付環境を整えていこうという趣旨で改正、提案しております。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第33号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時08分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第7．議案第34号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7．議案第34号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第34号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第34号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。まず、34号議案書の3ページの新旧対照表をごらんください。南風原町放課後児童健

6月12日（第1号）

全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第10条第3項第4号を次のように改める。第4号、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者。第10条第3項に次の1号を加える。第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの。附則、この条例は、公布の日から施行する。

お配りしました議案第34号の資料をごらんください。まず今回の改正の趣旨としましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されました。この改正によって、放課後児童支援員に係る基礎資格要件の規定の明確化等があったことに伴う改正となります。

概要としましては、まず1点目で、第10条第3項第4号についてでございますが、放課後児童支援員になるための基礎資格ですが、学校教育法の規定による学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格としておりました。今回の改正で、この部分に関しましては教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするために教職員免許法第4条に規定にする免許状を有する者に改められたことによるものでございます。

それから第10条第3項第10号につきましては、平成29年12月26日に閣議決定されました平成29年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、この放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとして、平成29年中に省令を改正することとされたことを受けて省令改正がありました。そのことにより5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを、この放課後児童支援員に係る基礎資格として加えるための改正となっております。以上が議案第34号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 所管外ですので、私のほうから質疑をしたいと思います。10号のほうに新たに加えている5年以上従事した者とあるんですけども、支援員になるには5年間、そこで従事したということは、支援員じゃなくて、どういう形で、要するにお手伝いという形で5年間やったということなのか。その辺がちょっとよくわからないので、支援員ではないけど支援をしていたと、5年間。この辺はどういう資格というか、立ち位置というか、立場の人なんでしょうか、その件は。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員おっしゃっていましたように、補助員という形ですね。5年以上、この放課後児童健全育成事業に従事した方で、特に資格はないんですが、5年以上この仕事に携わった方、補助的な仕事とか、役割がそれぞれ補助員、それからちゃんと資格を持った放課後児童支援員という資格を持った役割、補助員の役割等がございますので、支援員ではないんだけど5年以上携わった方も資格要件に拡大すべきということで、これは地方から国に対して要請して拡充してもらいたいという要請があつての拡充となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 支援員になるために、5年間、そういった補助員としてやらないといけないんですけども、支援員を養成といたら変かな、数多く支援員をつくるためには、そういった補助員をより多くやってもらうと、多くの人数をねというふうになるのでしょうか。要するにそのために5年間育成しないといけないわけですから、そういうふうになるのかどうか。それからこれまでそういった支援員というのはどういうふうな資格といたしますか、これまでの皆さんも5年間やらないといけないというふうになるのか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まずこれは、今回この放課後児童支援員になるための基礎資格要件ですね、その追加でございます。この基礎資格要件には保育士の資格を持っている方とか、あるいは社会福祉の資格を持っている方、あるいは高卒以上の学歴を持っている方、そういった方々が所定の支援員になるための研修を受ければ支援員になれるんですが、その中で、保育士とか社会福祉士あるいは幼稚園教諭、高卒以上の学歴を持っている方々とかは研修を受ければなれるんですが、それ以外の方については支援員になる道がなかったと、基礎資格に入っていなかった。その部分に対して5年以上従事した経験があるのであれば、基礎資格として拡充してもらったということでございます。これは例を申し

6月12日（第1号）

上げますと、放課後児童クラブの勤務経験は豊富ですが、高校を卒業していないために放課後児童支援員になれない方がいると、本土での事例というか、そういうことがあって、そういう方々に対してもちゃんと研修を受ければ支援員の資格を得られるというふうにしてくださいという地方からの声がありまして拡充されたという部分でございます。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 ということは、この1からずっと9までである中で、この4項の、これまでは教諭となる資格を有する者が支援員となれたんだけれども、そこをこの免許状、これは切りかえのほうだけれども、4項の4条に規定する者というものと、もう1つは10号に5年以上従事した者と、この2つをくっつけたと。4項は新たにしたんだけれども、その枠を拡大するためにそういうふうにしたんだということなんでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず、4号につきましては、これまでも基礎資格要件としてございました。これまでは幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教員資格をお持ちの方というのが基礎資格としてあったんですが、わかりにくいという声がありまして、それをしっかり学校職員免許法第4条に規定する免許状を有する者というふうに明確化したと。なぜわかりにくいかといいますと、例えば資格を有する者ですね、教員資格をお持ちの方というふうになってくると、養護教諭免許を持っている方はどうなんだとか、あるいは特別免許状とか臨時免許状とかあるようです、教員免許に。そういった部分でわかりにくいというのがありまして、明確に教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者としたと。それから第10号については、この部分は先ほど申し上げましたように、資格要件に該当しない方々、しっかり5年以上の経験がある方については研修を受けさせて、支援員になれるようにしてくださいということから、10号については追加ということになっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 今の5年以上の件ですけれども、これは同一施設で認めるものなのか、それともほかの施設に働いていて、トータル5年でもできるのか、それで町長が認めるものとしてのきちんとした書面みたいなもので、そういったことの資格を認めて、そしてその後研修を受けて、その資格を取るのか、そこら辺をお願いいたします。

あと本町において、放課後児童支援員は何名いらっしゃいますでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 答えいたします。この支援員と呼ばれるのは、町内20施設ございますので、大体3人ぐらいいるとして、約60人ぐらいの支援員がいます。今回の条例改正の中で該当する経験者5年以上の方が出た場合は、通常は施設のほうの代表者にお話を聞いて、5年経験、そして資格を研修に行くにふさわしい方をヒアリングして、それを条件にして受講させる形になると思います。それと複数にまたがった場合、それも確認して調査していくという形になると思われま。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 まず、10号ですか、教員にもいろいろあってというふうな感じの説明でよくわからなかったんですけれども、確かにファイルがあるので、十分読みきれていないんですけれども、先生方は一定期間ごとに免許状の更新ですか、テストか何かがあって、更新しないと教員が続けられないという形になっているのか。このあたりよくわからないんですが、例えば大学を卒業して22歳か23歳ぐらいで先生の免許をもらって、何年かしたら学校の先生をやめて何年かたっていると、更新していないと。こういう方でも児童支援員をやることができますと。こういうふうな解釈ができるのか、こういうふうな理解でいいのかどうかというのが1点です。

それから要するに改正前と改正後は何が違うのかというのをもう一度明確に、済みませんが、もう1回お願いしたいということです。

第10号ですか、ここについては新しく設けたわけですが、地域の地方の要望だということですが、今説明があったのはよくわかりました。経験した者がちゃんとした支援員にはなれないのはそういった人たちの道を開くためだという理解で、私は今聞きましたけれども、私がイメージしている町内のこうした学童クラブですね、どちらかという、保護者がそれぞれお金を持ち寄って運営しているような、ある業者が、業者というか、それを専門に業としてやっている人がいるというのもあるだろうけれども、それから保護者がより集まって、保護者運営で責任者を決めて運営しているといったところが幾つかあるように思うんですけれども、その場合は財政的にはかなり余裕がなくて、支援員を雇うの

6月12日（第1号）

が精いっぱい、支援員の補助みたいなどころまで雇えているのかなという感じがして、支援員ではないけれども経験があるというのは一体どれぐらいいるんだろうというのがピンとこない。それでそういった人たちでももちろん夢を持ってこれをやりたいということであれば、できるようにさせたいという思いはあるんだけど、それはわかるわけけれども、例えば南風原の場合はどうなんだろうということをお聞かせいただきたいということ。

そして、今言うのはそういった立場にいる人の道を開くという意味ではそうかもしれないけれども、逆にお子さんを学童クラブに預けている子供たちのメリット、あるいは保護者のメリットというか、利用者側。利用者側にとって何がメリットなのかということをお聞かせいただきたいということ。

今度の厚生労働省の提案理由になっている省令、平成26年の省令ということですがけれども、時期的な差はなぜ出てきているのかなと。今、平成30年ですから。

この10号は必須事項なのか、地方からの要望だということだけれども、南風原町での実態はどうかということとあわせて必須事項なのか、これをしないと省令に適合しないという指摘をされるのかどうか。ここをお聞かせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず1点目、改正前と改正後の大きな違いはということですが、大きな違いはこの10号の追加の部分です。5年以上の経験がある方も基礎資格として拡充したいと。4号につきましては、少しわかりにくい表現ではあるんですが、この規定と、まず4号、もともとある規定が学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者というふうになっていたんですが、教員免許更新制になりまして、その関係でわかりにくい規定ということをお聞かせいただき、この教員、学校職員免許法第4条に規定する免許状を有する者というふうに変更したと。ただ、この対象者の具体的な範囲については、実際は改正前後で変わらないということですが、更新を受けている受けていない、どうなのか。更新を受けていなくてもそういう資格を、教員免許を取得したけど、更新を受けていない方についてもこれまでどおり基礎資格としては認められるという部分でございます。

それから2点目、まず学童保育の場合はこの放課後児童支援員の配置が義務づけられております。2人以上という形で義務づけられておまして、ですから先ほど課長から答弁がありあましたように20施設3人程度、約60人ぐらい。それでもそれだけでは運営できませんので、補助員の方々もいます。今、補助員が何名いるかというのは手元に資料がございませんので、ただ学童としてはそういうふうにして運営しているわけですが、基準がありますのでそれを守って運営していると。ですから、保護者のメリットとか利用者のメリットとかそういうことではなく、そういう観点ではなくて、しっかり基準を満たして運営していて、さらにそういった学童にもっと支援員がふえればいいわけですから、その経験を通して支援員となる資格要件を拡充することによって、補助員の方々も支援員になれるという考え方でございます。休憩願います。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時30分）

再開（午前11時30分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 この平成26年厚生労働省令第63号、この放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正がありまして、この改正がことし4月1日施行であります。今定例会で上程と。基準は参酌するものでございますが、我々としては当然この部分に関しては拡充部分ですので、今回、提案させていただいております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時31分）

○議長 宮城清政君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第34号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

6月12日（第1号）

日程第8．議案第35号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8．議案第35号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第35号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたこと及び所要の整備について条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第35号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。最初に議案書、4ページのほうからの新旧対照表をごらんください。まず改め文を読み上げて、改正箇所の提案をいたします。南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第2条中「職員」の次に「（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。第2項、町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。第1号、家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。第2号、次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。第3項、前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。第1号、当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。） 第2号、事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者。

第16条第2項に次の1号を加える。第3号、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）。

附則第1条中「施行の日」の次に「（以下、「施行日」という。）」を加える。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。2項、前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。附則、この条例は、公布の日から施行する。

お配りしました議案第35号の資料をごらんください。まず、今回の改正につきまして

6月12日（第1号）

は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正がありまして、代替保育の提供に係る連携施設の拡充、それから家庭的保育事業における食事の提供及び食事の外部搬入事業者の要件の緩和等に伴う改正となっております。

まず、1点目の第2条についてですが、こちらでは第2条以降の規定におきまして、家庭的保育事業所等を引用するための定義・略称規定の追加をしております。

2点目で第6条につきましては、まず第1項第2号で第1項第2号以降の規定において、代替保育を引用するための定義規定の追加をしております。それから第2項及び第3項の追加、こちらが今回の拡充部分となりますが、まず家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、かつ第2項各号の要件を満たすときは、小規模保育事業A型あるいはB型及び事業所内保育事業並びに小規模保育事業A型と同等の能力を有する者を代替保育の提供に係る連携ができる施設として新たに追加するためのものであります。

3点目、第16条第2項第3号の追加でございます。こちらも今回の拡充の部分ですが、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者が食事を外部搬入し、提供できるものとして、保育所・幼稚園・認定こども園等から調理業務を既に受託している事業者で、かつ一定要件を満たしていると認めるものを追加したものでございます。

それから附則についてですが、まず附則の第1条につきましては、第1条以降の規定において、施行日を引用するための略称規定の追加をしております。附則第2条第1項におきましては、第2条第1項以降の規定において施設等を引用するための略称規定の追加となっております。それから附則第2条第2項の追加ですが、附則第2条第1項の規定が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという、努力していくという、そういう義務を課しつつも、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を、これまで5年だったものを10年に延長するための追加でございます。以上が議案第35号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第35号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第9．議案第36号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9．議案第36号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第36号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第36号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。まず、議案書の3ページの新旧対照表をごらんください。南風原町こども医療費助成条例の一部を次のように改正する。第9条中「1年」を「2年」に改める。附則、この条例は、平成30年10月1日から施行する。

お配りしました議案第36号の資料をごらんください。まず、改正の趣旨としましては、沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱が一部改正されまして、助成金の請求または交付申請期間が延長されたことに伴う改正となります。

内容としましては、沖縄県が10月から実施するこども医療費の現物給付に向けて、沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱を見直し、あわせて同交付要綱中、こども医療費助成の請求または申請期間もこれまでの1年から2年に変更されたことにより、南風原町こども医療費助成条例の改正を行うものでございます。以上が議案第36号の改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

6月12日（第1号）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第36号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第37号 南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第37号 南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第37号 南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業の自動償還方式の導入及び所要の整備について、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第37号 南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正につきましては、沖縄県のほうで重度心身障害者医療費助成事業の自動償還方式の導入があります。その自動償還方式の部分に関する条項の追加、あわせてこの条例について、文言等について障害の「害」を漢字からひらがなに直すとか、あるいはわかりにくい表現があったところをよりわかりやすくするための表現ということの改正となっております。まず、改め文を読み上げますので、5ページからの新旧対照表をごらんください。

南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。題名中「重度心身障害者（児）」を「重度心身障がい者（児）」に改める。ひらがなの「がい」にしております。

第1条中「重度心身障害者（児）」を「重度心身障がい者（児）」に改める。

第2条の表、重度心身障害者（児）の項中「重度心身障害者（児）」を「重度心身障がい者（児）」に改め、同項1中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で」を「身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づくものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者で」「に定める身体障害者障害程度等級表」を「（身体障害者程度等級表。以下「等級表」という。）」に改め、同項2中「沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障害の程度」を「療育手帳（沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）第2条の規定に基づくものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者で、その知的障害の程度（同規程第5条に規定する知的障害の程度をいう。以下同じ。）」に改め、同項3中「1項の身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が障害程度等級表の3級に該当するもので、かつ、2項の沖縄県療育手帳制度規程により療育手帳の交付を受けたものでその知的障害の程度が中度（B1）に該当するもの」を「身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者でその障害の程度が等級表の3級及び知的障害の程度が中度（B1）に該当するもの」に改め、同項4中「支給対象になっている者で、障害の程度が同法別表の1級に該当する重度知的障害児童と認定された者で療育手帳を交付された者」を1級の支給対象児童で、かつ、療育手帳の交付を受けている者のうち、その知的障害の程度が中度

（B1）に該当するもの」に改め、同項5中「障害年金又は障害福祉年金を受けている者のうち、その障害の程度が同法別表の1級に該当する重度知的障害者と認定されたもので、療育手帳を交付されたもの」を「障害基礎年金の1級を受給している者で、かつ療育手帳の交付を受けている者のうち、その知的障害の程度が中度（B1）に該当するもの」に改め、同表医療保険各法の項中「6 地方公務員等共済組合法」の次に「7 高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、同表保険医療機関等の項3中「指定訪問ステーション」を「指定訪問看護ステーション（健康保険法第88条第1項の指定訪問看護事業者が訪問看護事業を行う事業所又は指定訪問看護事業者が高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所をいう。）」に改める。

第3条の見出し中「助成対象経費」を「助成の範囲」に改め、同条第1項中「町長が」を削り、「経費（以下「助成対象経費」という。）」を「医療費の範囲」に、「経費か

6月12日（第1号）

ら」を「額から」に改め、「した額」の次に「（以下「助成金」という。）」を加え、同項第1号中「負担金の額」の次に「（入院時の食事療養費については2分の1を助成する。）」を加え、同項第2号中「第58条の自立支援医療」を「第58条第1項の指定自立支援医療」に、「第70条の療養介護医療及び」を「第70条第1項の療養介護医療、」に、「第71条の基準該当療養介護医療」を「第71条第1項の基準該当療養介護医療及び児童福祉法第24条の20の障害児入所医療」に改め、同条第2項中「助成対象経費」を「助成金」に改める。

第4条の見出し中「医療費の助成」を「対象者」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。この条例の定める医療費の助成対象となる者（以下「対象者」という。）は、第2条に規定する重度心身障がい者（児）で、次の各号の全てに該当するものとする。

第4条第1号中「居住し、かつ、」を「現に居住する」に、「又は身体障害者福祉法その他の法令の規定により措置を受けて本町の区域外の身体障害者更生援護施設等に入所している者。」を「、又は本町の区域外の国民健康保険法第116条の2第1項第1号から第6号に規定する施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所、入居又は入院（以下「入所等」という。）している者。」に改め、同号ただし書中「身体障害者更生援護施設等」を「住所地特例対象施設」に、「入所措置された者」を「入所等した者」に改める。

第5条の見出し中「受給資格者の認定」を「受給資格の申請及び認定」に改め、同条中「重度心身障害者（児）」を「対象者」に改める。

第6条中「受給資格者証」を「南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）」に改める。

第8条の見出し中「助成の制限」を「支給制限」に改め、同条第1項を次のように改める。この条例による医療費の助成の支給制限については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する。

第9条第1項中「医療費の助成を受けようとする者」を「受給資格者」に、「重度心身障害者（児）」を「重度心身障がい者（児）」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。ただし、町長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

第9条に次の2項を加える。第4項、第1項の規定にかかわらず、沖縄県との重度心身障害者医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱に係る契約を取り交わしている保険医療機関等に対し、受給資格者が受給資格者証を提示し、当該保険医療機関等へ医療費を全額支払った場合は、助成金の申請が行われたものとみなす。第5項、受給資格者が前項の助成金の申請を行った場合は、保険医療機関等で生じる医療費に係る一切の情報を当該保険医療機関等が南風原町及び沖縄県国民健康保険団体連合会に提供することに同意したものとみなす。

第1条中「第1項」を「第2項」に改める。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。（支払の調整）。第14条、助成すべきでないにもかかわらず、助成金として支払が行われたときは、その支払われた助成金は、その後に支払うべき助成金の内払とみなすことができる。

（資料の提供等）。第15条、町長は、この条例の規定による医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条に2項を加える改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

お配りしました議案第37号の資料をごらんください。改正の趣旨については、先ほど申し上げましたように、県のほうで自動償還方式を導入することに伴い、その助成金の申請に関する規定を追加したこと。それから文言等の修正、それからわかりやすい表現にするための所要の整備でございます。

まず、概要として1点目、題名、それから第2条、第9条の条文中の、漢字で表現していました「障害者」の「害」をひらがなの「がい」に改めるということです。

2点目で、第2条の表中の重度心身障がい者（児）について。まず、身体障害者手帳及び身体障害者程度等級表の略称規定を追加しました。それから2点目で、療育手帳及び知的障害の程度の略称規定をこちらでも追加しました。3点目で、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者で、知的障害の程度を中度B1と明記しました。4点目で、特別児童扶養手当1級かつ療育手帳の交付を受けている者のうちで、知的障害の程度を中度

6月12日（第1号）

（B1）と明記しました。5点目で、障害年金及び障害福祉年金については障害基礎年金に統一されていることから文言を修正し、障害基礎年金1級かつ療育手帳の交付を受けている者のうち、知的障害の程度を中度（B1）というふうに明記いたしました。医療保険各法については、医療保険各法の用語の意義について、高齢者の医療の確保に関する法律を追加しております。それから保健医療機関等につきましては、保険医療機関名の修正及び根拠法を明記しております。

次に第3条ですが、こちらは「助成対象経費」と定めていたものを助成の範囲としまして、助成金の略称規定を追加して助成範囲を明確にいたしました。それから第1号において、改正前の第4条（医療費の助成）の中で定めておりました入院時の食事療養費については、こちらで規定して助成範囲をより明記にしました。第2号においては、自立支援医療、療養介護医療、基準該当療養介護医療のそれぞれの根拠法の条項を明記しまして、新たに障害児入所医療についてを追加しております。

第4条についてですが、こちらは見出しの「医療費の助成」を「対象者」とし、対象者を明確にしました。そして第1号においては、住所地特例対象施設を明記しまして、その根拠法を追加しております。

第5条については、見出しの「受給資格者の認定」を「受給資格の申請及び認定」に改めまして、そして「重度心身障害者（児）」を「対象者」に改めました。

第6条については、受給資格者証の正式名称を明記し、略称規定を追加しています。

第8条については、支給制限については、法律の規定を準用する文言に改めています。

第9条において、第3項において特例規定を設けて、第4項及び第5項を追加し、自動償還方式の場合の申請方法を明記しました。この分、第4項、第5項が今回、県の自動償還方式導入に対応するための追加となっております。

次に第14条、受診から4カ月から半年後ぐらいに支給額が決定されます高額療養費ですね、それとの差額の返還等が生じる場合が多々ありますことから、そういった場合における支払いを調整するための条文を追加しております。

それから第15条、高額療養費の償還額又は多数該当の場合の自己負担額確認、医療費（自己負担診療分、保険診療分、食事療養費、再発行領収書等）、そういったものの確認等が必要になることがありますことから、この条文を追加しております。

附則につきましては、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業の自動償還方式の導入が平成30年8月1日実施となっているため、第9条第4項及び第5項につきましては平成30年8月1日施行としているところでございます。

この条例につきましては、いろいろわかりやすい表現となっている他市町村の条例も参考にしながら、今回の自動償還方式の導入に当たっての追加する改正に当たってよりわかりやすく、それから障害の程度等もより明確にするための改正となっております。以上が議案第37号 南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 わかりやすいと言ってもわかりにくく、なかなか簡単にはわからないんですが、朝いただいた説明の表の面の第2条の表中ということで、5番目、（5）この理解ですが、2行目から「障害基礎年金1級かつ療育手帳の交付を受けている者のうち、知的障害の程度を中度と明記する。」とあって、先ほど明確化したという文言がありましたけれども、これは自動償還方式に改めるということにかかわる条例改正だと思いませんけれども、これでもって、これまで助成を受けていた方がこれによって外れるということは、よもやないだろうと思えますが、そういったことはないですね。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 特に助成する対象範囲が変わるとか、そういったことはございませんので、よりわかりやすく明確にしたということでございます。範囲が変わることはございません。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第37号 南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時04分）

6月12日（第1号）

再開（午後1時10分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第11. 議案第38号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第38号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。
○副町長 国吉真章君 議案第38号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第1号）平成30年度南風原町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,451万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,321万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第38号の資料をお願いします。議案第39号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第1号）について概要を説明します。まず2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、新たな状況の変化及び職員の産休、病休等へ対応するため、臨時職員の採用や配置がえによる予算の組み替え等、補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,451万7,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は133億6,321万7,000円となります。内訳については、6ページ以降の事項別明細

では、歳入について説明します。6ページ、13款2項1目。民生費国庫補助金32万4,000円の増額補正は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う障害者自立支援システム改修補助金で、補助率は2分の1です。

7ページ、14款2項4目。農林水産業費県補助金76万7,000円の増額補正は、国際貢献と農業・農村地域の活性化を目的とした海外農業研修生受入支援事業補助金で、補助率は10分の10です。6目。教育費県補助金696万円の増額補正は、教職員の負担軽減を図り指導体制の強化を目的に、各小中学校に1名ずつ臨時職員を配置するスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金で、補助率は10分の10です。

8ページ、17款1項1目。財政調整基金繰入金646万6,000円の増額補正は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰り入れ後の基金残高は1億32万8,000円となります。

引き続き、歳出について説明します。9ページ、2款1項8目。企画費171万5,000円の増額補正は、産休代替臨時職員の賃金と、ふるさと納税業務委託料の増は賃金に流用した分に対する補?です。11目。諸費100万円の増額補正は、戦後の沖縄に対するハワイからの支援への恩返しと今後一層の交流の推進を図るため、ことし9月に落成予定のハワイ沖縄プラザ建設に対する寄附金の計上です。10ページ、2款3項1目。戸籍住民基本台帳費170万9,000円の増額補正は、退職職員の欠員を補充するための臨時職員賃金と戸籍住基窓口業務嘱託員報酬の増は、賃金に流用した分に対する補?です。

11ページ、3款1項1目。社会福祉総務費169万6,000円の減額補正は、国民健康保険特別会計への繰出金で産休代替臨時職員賃金の組み替えが生じたことによるものです。3目。心身障害者福祉費64万8,000円の増額補正は、歳入の6ページで説明した障害者自立支援システム改修委託料の計上です。

12ページ、4款1項1目。保健衛生総務費207万1,000円の増額補正は、保健師職の産休代替臨時職員賃金の計上です。

13ページ、6款1項3目。農業振興費76万7,000円の増額補正は、歳入の7ページで説明した海外農業研修生受入支援事業補助金の計上です。

14ページ、8款4項1目。都市計画費64万円の減額補正は、下水道事業及び区画整理事業各特別会計への繰出金で産休代替臨時職員賃金の組み替えが生じたことによるものです。

15ページ、10款1項2目。事務局費41万8,000円の増額補正は、病休代替臨時職員の賃金と校内防虫処理委託料の増は、賃金に流用した分に対する補?です。

16ページから17ページ、10款2項。小学校費464万円、3項。中学校費232万円の増額補正は、歳入の7ページで説明した各小中学校に配置する臨時職員賃金の計上です。18ページ、10款5項4目。文化センター費156万5,000円の増額補正は、産休代替臨時職員賃金の

6月12日（第1号）

計上です。以上が議案第38号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第38号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第1号）については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第39号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第39号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第39号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成30年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億484万8,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第39号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について概要をご説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動に伴います産休代替臨時職員賃金の減によるもので、歳入歳出をそれぞれ169万6,000円減額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は47億484万8,000円となります。

それでは歳入についてご説明します。まず6ページをお願いします。10款1項1目、一般会計繰入金169万6,000円減は、人事異動により産休代替臨時職員の配置が必要なくなったことから職員給与費等繰入金を減にしたことによるものです。

引き続き、歳出についてご説明します。7ページをお願いします。1款1項1目、一般管理費169万6,000円減は、先ほど歳入の6ページでご説明しましたことによる産休代替臨時職員賃金を減にするものでございます。以上が平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第39号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第40号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第40号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第40号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号） 平成30年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,749万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 では、議案第40号の資料をお開きください。議案第40号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足して概要を説明します。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について。今回の補正は、当初予算で職員の育休に伴う代替の臨時職員賃金を計上しておりましたが、今年度の人事異動と職員配置により補正減する必要が生じたので、歳入歳出からそれぞれ68万5,000円を減

6月12日（第1号）

額し、補正後の下水道事業特別会計予算額は6億8,749万4,000円となります。

次に歳入について説明いたします。6ページ、5款1項1目、繰入金、1節、一般会計繰入金68万5,000円の減は歳出減によるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。7ページ、1款1項1目、下水道事業費、7節、賃金68万5,000円減は、職員配置により臨時職員が不要となったことによる皆減でございます。以上が議案第40号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第41号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第41号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第41号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成30年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,811万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 では、議案第41号の資料をお開きください。議案第41号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、補足して概要説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について。今回の補正は、職員の産休に伴う代替の臨時職員賃金を補正する必要性が生じたので、歳入歳出にそれぞれ114万5,000円を追加し、補正後の土地区画整理事業特別会計予算額は7億1,811万3,000円となります。

次に歳入について説明いたします。7ページ、5款1項1目、繰入金、1節、一般会計繰入金4万5,000円増は、歳出増により一般会計から繰り入れするものでございます。

8ページ、10款1項1目、土地区画整理事業債、1節、町債110万円の増は、賃金を事業費事務費として起債増するものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。9ページ、2款1項1目、事業費、7節、賃金114万5,000円増は、職員の産休代替による臨時職員の賃金による増でございます。以上が議案第41号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 全くわからないからお聞きするんですが、概要説明で賃金を事業費事務費としてということ町債を起すわけですね。これまでもこういうふうな場合は町債を起してそれに充てるといふふうになっているものなんでしょうか。このあたりがよくわからないのでご説明ください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えいたします。まず、賃金につきましては、事業費の事務費に起債充当できるということで、今回、臨時職員を雇うということで、臨時職員については事務費事業として起債を充当することができるということで、そこで一般会計からの繰入額をなるべく少なくして、今回は町債を充てている内容でございます。失礼しました。これまでも同じように、そういった賃金については、事業費事務費の起債としてやっている状況でございます。

〔大城 毅議員より「休憩願います」の声あり〕

6月12日（第1号）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時29分）

再開（午後1時30分）

○議長 宮城清政君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 城間眞一。なお、住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。提案理由といたしまして、現固定資産評価審査委員会委員が平成30年6月27日をもって任期満了となるため、再度同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので提案するものでございます。お手元に議案第42号の資料としまして、選任に関する概要をお配りしてございますのでご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これも不勉強ではありますが、評価委員の任期は3年ということで、今提案されている方は引き続きということですが、次の議案は恐らく経歴書を見ますと初めてだろうと思いますが、この委員の人数は何名であるのかということと、それから今度新任が次の議案で提案されていますので、退任される方はどなたなのか。これも特に差し障りもないだろうと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 定数については、税法で3人以上とある中、南風原町においては3人と規定されております。6月27日までが任期とある中で、宮城に在住の仲里氏が今回、退任となります。追加いたします。宮城在住の仲里安則さんが退任となります。以上です。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第42号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第42号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

日程第16. 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 下記の

6月12日（第1号）

者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 仲里 淳。住所、生年月日は、記載のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、固定資産評価審査委員会委員として適任であるため提案をするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第43号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第43号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

日程第17. 報告第6号 平成29年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 宮城清政君 日程第17. 報告第6号 平成29年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは、報告第6号 平成29年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。平成29年度における一般会計繰越明許費は、2款. 総務費から11款. 災害復旧費まで14件の事業があり、今回繰越手続をとった各事業の限度額の合計6億5,049万円のうち、5億9,810万6,812円が平成30年度へ繰り越した額となっております。また、財源内訳については、既収入特定財源が5万3,641円、未収入特定財源のうち国県支出金が4億7,630万6,478円、町債が9,850万円で、一般財源が2,324万6,693円となっております。

それでは、各事業ごとに説明します。2款. 総務費は1件の繰り越しです。1項. 総務管理費の資料館整備事業2,292万3,040円は、宇津嘉山に対する地域振興資料館整備事業補助金で、既設建築物内部のアスベスト解体除去に時間を要し工事着手がおくれたことによるもので4月27日に完了しています。3款. 民生費は1件の繰り越しです。2項. 児童福祉費の認可化移行支援事業3,092万7,000円は、認可化移行のやまびこ保育園の建築確認申請において、接続道路の変更手続きに不測の日数を要したことによるもので、6月末の完了を予定しております。6款. 農林水産業費は3件の繰り越しです。1項. 農業費の一般事務費（農業振興地域整備計画委託料）192万円は、地権者や関係機関との調整に時間を要したことによるもので、12月末の完了を予定しています。沖縄県特定地域経営対策事業1億259万6,000円は、温室のビニールやネットなどの発注が集中し、部材の納品が遅延したことによるもので、野菜温室については4月18日に終了、果樹温室については6月末の完了を予定しています。山川地区畑地かんがい排水等整備事業500万6,000円は、補助対象工事について県との調整に時間を要したことによるもので、5月28日に完了しております。8款. 土木費は6件の繰り越しです。2項. 道路橋梁費の町道5号線道路改良事業2,319万4,780円は、用地取得に時間を要したことによるもので、平成31年2月末に完了を予定しております。町道10号線道路改良事業6,315万5,390円は、補償交渉に時間を要したことによるもので、9月末の完了を予定しております。町道73号線道路改良事業1,337万3,360円は、用地取得に時間を要したことによるもので、平成31年2月末の完了を予定しております。地方改善施設整備事業1,002万円は、県の交付決定がおくれたことによるもので、平成31年2月末の完了を予定しております。4項. 都市計画費の黄金森公園整備事業2,682万4,132円は、用地交渉に時間を要したことによるもので、9月末の完了を予定しております。津嘉山中央線街路事業5,362万9,110円は、補償交渉に時間を要したことによ

6月12日（第1号）

るもので、平成31年2月末の完了を予定しております。10款. 教育費は2件の繰り越しです。2項. 小学校費の一般事務費（プール改修工事）299万円は、南風原小学校プールの改修工事において、プールは常に注水した状態で管理することから、水道料金を抑制するためプール利用開始に合わせて工期を設定したことによるもので、5月14日に完了しております。小学校教室新增築事業2億1,099万円は、国の補助金交付決定が2月になり、年度内完了では工期が確保できなかったことによるもので、完了は11月末を予定しております。11款. 災害復旧費は1件の繰り越しです。3項. 教育施設災害復旧事業3,054万9,000円は、国の補助金交付決定が3月になり、年度内では工期が確保できなかったことによるもので、完了は11月末を予定しております。以上が報告第6号 平成29年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について、質疑がありましたら質疑を許します。

休憩します。

休憩（午後1時43分）

再開（午後1時44分）

○議長 宮城清政君 再開します。

質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第6号 平成29年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第18. 報告第7号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 宮城清政君 日程第18. 報告第7号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 報告第7号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越…、失礼しました。これは繰越の「越」が抜けておりますので、済みません、ご記入のほどお願ひします。繰越計算書の報告について概要を説明いたします。平成29年度における下水道事業特別会計繰越明許費は、今回繰越手続をとりました限度額1億6,096万円のうち未普及解消下水道事業と浸水対策下水道事業の2事業で、1億5,289万7,924円が平成30年度へ繰り越した額となっております。また、財源内訳については、未収入特定財源のうち国県支出金が9,170万1,955円、町債が6,110万円、一般財源が9万5,969円となっております。

繰り越しの主な理由は、工事に支障となる電気通信施設等の移設がおくれたことによるものでございます。各事業の完了予定は未普及解消下水道事業で津嘉山地区2件の工事が9月末完了、浸水対策下水道事業では、工事中の津嘉山地区1件を7月末、委託業務2件を9月末完了で進めております。以上が報告第7号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告第7号について、質疑がありましたら質疑を許します。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第7号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第19. 報告第8号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 宮城清政君 日程第19. 報告第8号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 報告第8号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会

6月12日（第1号）

計繰越明許費繰越計算書の報告について概要説明をいたします。平成29年度における土地
区画整理事業特別会計繰越明許費は、今回繰越手続をとりました限度額6,550万円のうち
6,304万100円が平成30年度へ繰り越した額となっております。また、財源内訳について
は、既収入特定財源が3万8,637円、未収入特定財源のうち国県支出金が2,775万5,100
円、町債が270万円、一般財源が3,254万6,363円となっております。繰り越しの主な理由
は、補償交渉に時間を要したことによるもので、補償費の契約繰越分10件のうち4件が5
月末までに終了し、残りを12月末完了で進めております。以上が報告第8号 平成29年度
南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。よろしく
お願いします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告第8号について、質疑がありましたら質疑を許しま
す。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第8号 平
成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、こ
れをもって終了します。

○議長 宮城清政君 以上をもって本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて
散会します。お疲れさまでした。

散会（午後1時49分）